

〔注〕2008年4月から改正沿革を付記した。

改正 2008年4月1日

(趣旨)

第1条 国際教養学部が行う入学前の既修得単位の認定に関して、この細則を定める。

(単位認定条件)

第2条 単位認定は、次の各号に定める条件において行う。

(1) 「自然の探究の科目群」

「人間の探究の科目群」

「社会の探究の科目群」

「新領域の科目群」

4つの科目群の授業科目のうち、16単位以内

(2) 「外国語基礎の科目群」の授業科目のうち、

① 英語 4単位以内

② 英語以外の外国語 4単位以内

(3) 「スポーツ・健康の科目群」の授業科目のうち、2単位以内

(4) 「コンピュータ」の授業科目のうち、2単位以内

(5) 「ゼミ」の授業科目のうち、2単位以内

(認定機関)

第3条 入学前の既修得単位の認定に関しては、国際教養学部教務委員が原案を作成し、教授会が決定するものとする。

(履修指導案)

第4条 当該単位認定にかかわり、履修指導案を作成し、教育効果を図るものとする。

(単位認定外の授業科目)

第5条 原則として、中京大学に設置されていない授業科目については、単位認定を行わない。

附 則

この細則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2008年4月1日から施行する。